

○給料の切替え等について

(平成18年3月24日岡人委第192号通知)

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年岡山県条例第3号）の施行に伴い、給料の切替え等について次のように定めたので通知します。

記

第1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給与条例 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）をいう。
- 二 改正条例 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年岡山県条例第3号）をいう。
- 三 改正前の給与条例 改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。
- 四 改正後の給与条例 改正条例第1条の規定による改正後の給与条例をいう。
- 五 平成13年改正条例 岡山県職員給与条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成13年岡山県条例第82号）をいう。
- 六 改正前の初任給規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岡山県人事委員会規則第18号）による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年人事委員会規則第3号）をいう。
- 七 改正後の初任給規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をいう。
- 八 切替規則 職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則（平成18年岡山県人事委員会規則第14号）をいう。
- 九 昇給 改正前の給与条例第4条第6項若しくは第8項ただし書又は改正条例附則第16項の規定による改正前の平成13年改正条例附則第7項若しくは第8項（昇給に関する経過措置）の規定による昇給（第11

号の特別昇給を除く。)をいう。

十 昇給期間 前号の昇給に必要とされる期間のそれぞれの最短の期間をいう。

十一 特別昇給 改正前の初任給規則第31条(勤務成績による特別昇給)、第32条(表彰、研修による特別昇給)、第33条(昇任による特別昇給)又は第34条第1項第4号の規定による特別昇給をいう。

十二 切替日 平成18年4月1日をいう。

十三 旧級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいう。

十四 号給等 号給又は給料月額(改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表及び岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和31年岡山県条例第65号)別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額に限る。)をいう。

十五 旧号給等 切替日の前日においてその者が受けていた号給等をいう。

十六 新号給 切替日における号給をいう。

十七 給与条例の改正等 改正条例第1条の規定による給与条例の改正、改正条例附則第16項の規定による平成13年改正条例の改正及びこれらに伴う人事委員会規則等の制定又は改廃をいう。

十八 旧号給等を受けたとみなす日 給与条例の改正等がないものとした場合におけるその者の切替日以後の最初の昇給の予定の時期から旧号給等からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。

## 第2 号給等の切替え(改正条例附則第3項及び第4項関係)

1 給与条例別表第1から別表第5までの給料表及び岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例別表の給料表の適用を受けていた職員の号給等の切替え

切替日の前日において給与条例別表第1から別表第5までの給料表及び岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例別表の給料表の適用を受けていた職員の新号給は、改正条例附則第3項又は切替規則及び次項に定めるところにより決定される。

2 旧号給等を受けていた期間の特例

改正条例附則第3項及び切替規則第2条第1号の「人事委員会の定める職員」は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員に係るこれらの規定の「人事委員会の定める期間」は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 切替日前において特別昇給以外の事由により給与条例の改正等がないものとした場合において旧号給等からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員(第4号及び第5号に掲げる職員を除く。) 旧号給

- 等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
- 二 切替日前において特別昇給をした職員のうち、給与条例の改正等がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号給等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間（旧号給等を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあっては、0）
- 三 給与条例の改正等がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号給等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
- 四 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 0
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）第2条の規定により休職にされていた職員
- ロ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けて勤務していなかった職員
- ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定により派遣されていた職員
- ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた職員
- ホ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第2条第1項の規定により派遣されていた職員
- ヘ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしていた職員
- 五 前号イからへまでに掲げる職員又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号）第6条に規定する病欠休暇若しくは介護休暇のため引き続き勤務しない職員となった後、切替日前に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、切替日の前日において復職時等における給料月額調整等について（昭和49年岡人委第498号通知）第1の第1項に定める調整の時期に達していなかったもの 特定起算日（給与条例の改正等がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号給等からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。）から切

替日の前日までの期間に相当する期間

六 給与条例の改正等がないものとした場合において改正前の給与条例第4条第9項本文の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員（給与条例の改正等がないものとした場合において切替日以後に改正条例附則第16項の規定による改正前の平成13年改正条例附則第7項若しくは第8項の規定による昇給があることとなる職員及び前2号に掲げる職員を除く。） 0

### 第3 切替日前の異動者の号給の調整（改正条例附則第5項関係）

#### 1 切替日前に昇格等の異動をした職員の号給の調整

切替日前（平成8年4月1日から切替日の前日までの間に限る。次項及び第3項において同じ。）において昇格又は給料表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定めるこれに準ずる職員の新号給については、改正条例附則第5項（切替日前の異動者の号給の調整）の規定に基づき、第3項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

#### 2 改正条例附則第5項の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」

改正条例附則第5項の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」は、切替日前において改正前の初任給規則第14条（人事交流等により異動した場合の給料月額）、第15条（特殊の職に採用する場合の給料月額）又は第21条（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級及び給料月額）の規定に基づき号給等を決定された職員のうち、当該号給等を決定する際の計算の過程において昇格をしたこととなる職員とする。

#### 3 調整の要領

- 一 切替日前において昇格（給料表の適用を異にする異動をした職員及び前項に掲げる職員にあっては、当該異動又は適用の日の号給等を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がなく、かつ、切替日に昇格をしたものとして改正後の給与条例及び改正後の初任給規則の規定を適用した場合に得られる号給がその者の新号給より有利な職員については、当該改正後の給与条例及び改正後の初任給規則の規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の新号給とすることができる。この場合において、調整の際の改正後の初任給規則第18条（昇格の場合の号給）の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなす。
- 二 前号の規定に該当する職員のうち、切替日前の昇格に係る号給等について個別に人事委員会の承認を得て決定された職員にあっては、同

号の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の新号給を決定することができる。

#### 第4 職員に対する通知等

##### 1 職員に対する通知

改正条例附則第2項から第5項までの規定の適用を受けた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により通知するものとし、その記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

##### 一 改正条例附則第2項から第4項までの規定の適用を受けた職員

イ 改正条例附則第2項及び第3項（又は第4項）の規定の適用を受けた職員

平成18年4月1日 平成18年岡山県条例第3号附則第2項及び第3項（又は第4項）の規定により〇〇職〇級〇号給を給する

ロ 改正条例附則第3項（又は第4項）の規定の適用を受けた職員

平成18年4月1日 平成18年岡山県条例第3号附則第3項（又は第4項）の規定により〇〇職〇級〇号給を給する

##### 二 改正条例附則第5項の規定の適用を受けた職員

平成18年4月1日 平成18年岡山県条例第3号附則第5号の規定により〇号給を給する

##### 2 給料の切替え等に当たっての職務の級又は号給の算出の過程等の明確化

給料の切替え等に当たっては、改正条例附則第2項から第5項までの規定の適用を受けた職員について、調書等を作成し、その職務の級又は号給の算出の過程等を明確にしておくものとする。

#### 第5 切替え等に関する特例

給料の切替え等に関し、この通知により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。